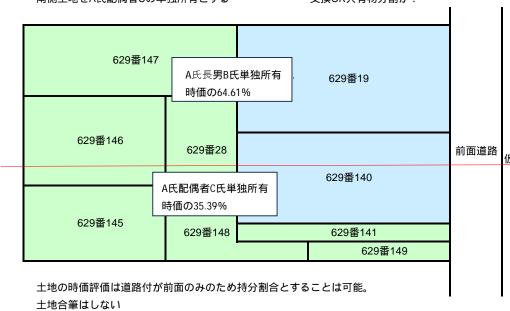


故A氏持分を配偶者C氏が相続する



北側土地をA氏長男B氏の単独所有とする 南側土地をA氏配偶者Cの単独所有とする 交換OR共有物分割か? 交換OR共有物分割か?



B氏 配偶者C氏

所在	面積	所有者	持分	持分	持分面積	
629番19	161.98	A氏長男B氏	2分の1	80.99		
		故 A氏	2分の1		80.99	
629番140	79.27	A氏長 男B 氏	2分の1	39.635		
		故 A氏	2分の1		39.635	
629番147	93.81	A氏長 男B 氏	4分の3	70.3575		
		故 A氏	4分の1		23.4525	
629番146	80.82	A氏長 男B 氏	4分の3	60.615		
		故 A氏	4分の1		20.205	
629番28	18.34	A氏長 男B 氏	4分の3	13.755		
		故 A氏	4分の1		4.585	
629番145	80.82	A氏長 男B 氏	4分の3	60.615		
		故 A氏	4分の1		20.205	
629番148	18.34	A氏長 男B 氏	4分の3	13.755		
		故 A氏	4分の1		4.585	
629番141	28.85	A氏長 男B 氏	4分の3	21.6375		
		故 A氏	4分の1		7.213	
629番149	18.34	A氏長男B氏	4分の3	13.755		
		故 A氏	4分の1		4.585	
			,	375 115	205 4550	

375.115 205.4550 64.61% 35.39% 580.570

仮線引き 持分(面積比)ではなく時価比率にて分割することで贈与税課税されないようにする。

特殊関係人間の不平等交換に該当しない

交換扱いの場合には差額20%以内となるようにすることで特例適用検討(ただし道路付から時価でも差額でないように 現状の持ち分にて交換は可能が検討)